

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 11 月 18 日（金）第 364 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
 - 県営土地改良事業の工事の完了（4件）（農地整備課取扱い） 2
 - 公共測量の実施（4件）（監理課取扱い） 2
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 規 則**
- 確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則（※）（交通指導課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町上山田字井奥7010番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市春山町2333番から2335番まで、2341番、2342番、2344番、2345番、2361番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第803号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
合名会社森山薬局	伊佐市大口上町17番8号	令和 4 年 10月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第804号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備、農道整備、区画整理及び客土）第二天城南地区の工事は、平成17年11月22日に完了した。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第805号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二面縄地区1期換地区の工事は、平成31年4月26日に完了した。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第806号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）畦布地区の工事は、令和 4 年 1 月 28 日に完了した。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第807号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）余多地区の工事は、令和 4 年 3 月 25 日に完了した。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第808号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 9 月 28 日から令和 5 年 3 月 16 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

鹿児島県告示第 809 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 9 月 28 日から令和 5 年 1 月 19 日まで
- 3 作業の地域 与論町那間地内

鹿児島県告示第 810 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線、T S 等現地測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業の期間 令和 4 年 11 月 2 日から令和 5 年 1 月 13 日まで
- 3 作業の地域 指宿市池田地内

鹿児島県告示第 811 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（4 級基準点測量及び路線測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 3 月 10 日まで
- 3 作業の地域 湧水町幸田地内

鹿児島地域振興局告示第 11 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 11 月 18 日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
バームキッズ	日置市伊集院町 妙円寺二丁目 2000 番地 670	株式会社 K I D Z U K I	日置市伊集院町 徳重 572 番地 1	厚地由加利	令和 4 年 11 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月18日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第20号

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（裏）中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。